

## 地震火災対策等に関する消防庁における取組

---

総務省消防庁



# 地震火災を防ぐポイント

消防署からのお知らせです

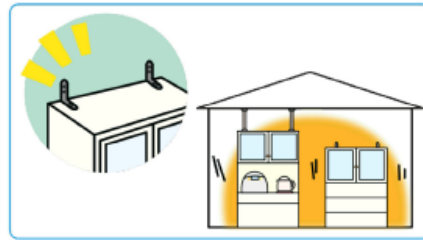
## 地震火災を防ぐポイント 地震火災対策きちんと出来ていますか？

### 事前の対策

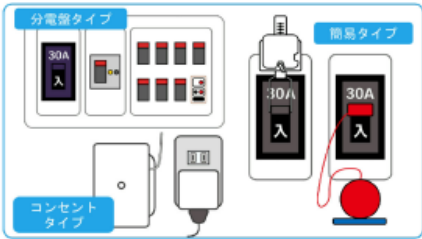
住まいの耐震性を確保しましょう



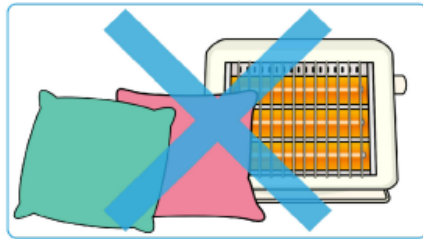
家具等の転倒防止対策（固定）を行いましょう



感震ブレーカーを設置しましょう



ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう



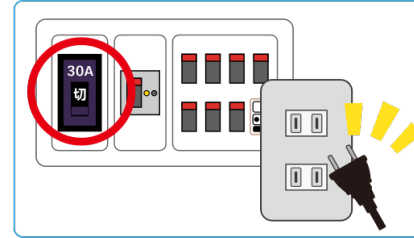
住宅用火災警報器を設置しましょう



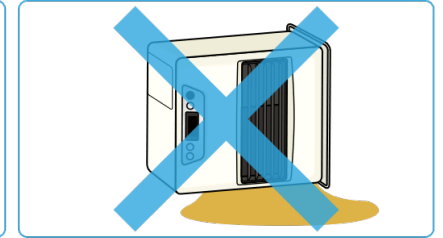
※交換の際は連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機種へ交換しましょう。  
※設置場所については消防村条例で定められています。

### 地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう

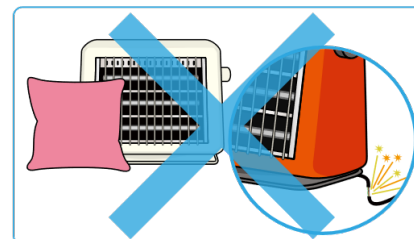


石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

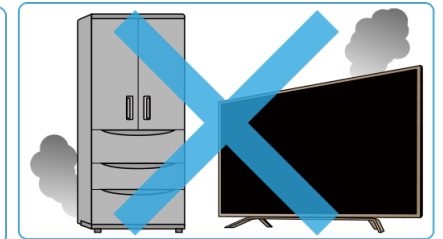


### 地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう



再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）



### 日頃からの対策

住宅用火災警報器の定期的な作動確認を行い、10年を目安に新しいものに取替えましょう



地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



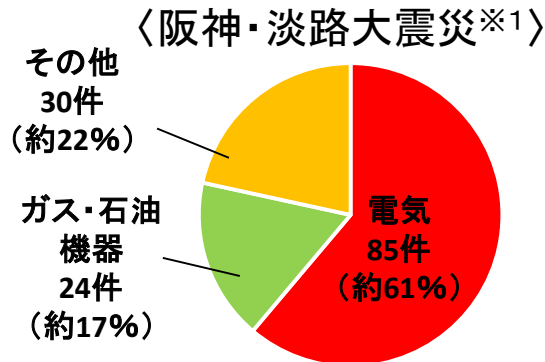
お問い合わせ先

**FDMA** 総務省消防庁  
住民とともに Fire and Disaster Management Agency  
<https://www.fdma.go.jp/>

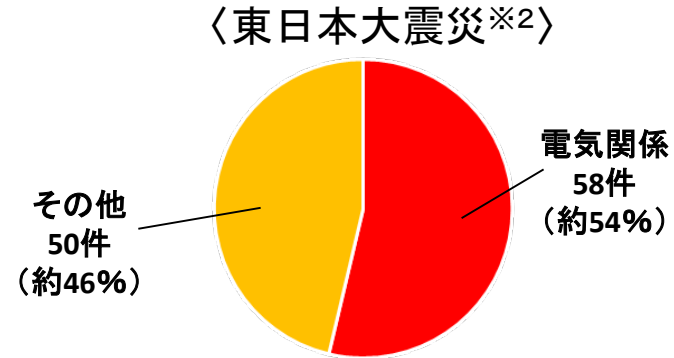
# 過去の大規模地震時における火災の発生状況

- 過去の大規模地震においても、電気を原因とした火災が多く発生している。
- 平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件(約6割)、平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件(約5割強)発生している。

## 大規模地震時における火災の発生状況

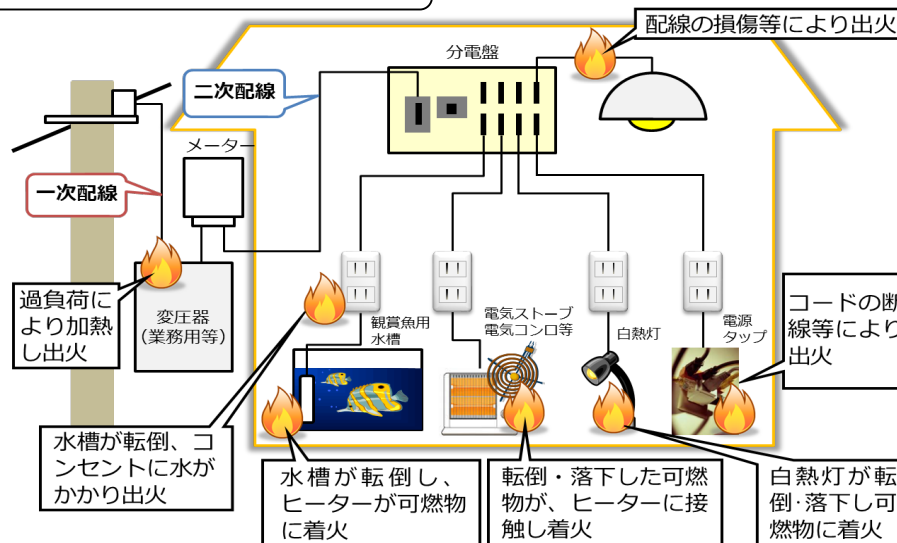


※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成10年」(消防庁)を基に作成



※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」を基に作成

## 電気に起因する出火の可能性のある主な部位



※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会 最終報告(概要)」(平成27年3月)より

# 関係府省と連携した感震ブレーカーの普及啓発

○ 内閣府、総務省消防庁、経済産業省の3府省庁で連携し、広報を実施。

今すぐ対策を!

## 地震による電気火災対策を!

かん しん  
**感震ブレーカーが効果的です!**

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。

その他 (50件)	電気関係 (58件)
46%	54%

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください! ▶

## 地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

▲「電気火災の事例(その1)」

- 地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。
- 停電した状態から通電し、ストーブが作動。
- 紙類に着火、火災が発生。

▲「電気火災の事例(その2)」

- 家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。
- 通電の瞬間、コードがショート。
- 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。

## 感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。 約5~8万円 (標準的なもの)	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。 約2万円	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。 約5,000円~2万円	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。 3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込んだタイプのタイプがある	電気工事が不要

(注) 住宅分電盤の種類に適合した製品をお選びください。

## 感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】  
経済産業省商務情報政策総局消防防災確保グループ電力安全課  
〒100-8901 東京都千代田区麹町1丁目3番1号  
TEL (03)-3501-1742  
経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>  
内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>

内閣府 消防庁 経済産業省

# 感震ブレーカーに対する都道府県・市区町村等による支援制度

- 感震ブレーカーの設置・購入費用への補助制度等を行っている都道府県や市区町村等もある。  
(内閣府※によると令和元年時点で7府県及び130市区町村がそれぞれ支援を実施)

※内閣府「地方公共団体における感震ブレーカー支援制度一覧」

## (補助制度の例)

### <大阪府((公財)大阪府都市整備推進センター)>

密集市街地内の自治会等が加入世帯の、概ね5割以上の世帯へ感震ブレーカーを購入・設置する活動に対して、購入費・設置費の金額以内で2千円/個を限度に補助を実施。

### <東京都台東区>

- ①区内の対象地域内に住宅を有し、感震ブレーカー(分電盤タイプ・コンセントタイプ)の設置を希望する住民に対し、設置費用の2/3(上限5万円)を補助。
- ②区内の対象地域内に住宅を新築予定で、感震ブレーカー(分電盤タイプ)の設置を希望する住民に対し、1万円を補助。
- ③区内の対象地域内に住宅を有し、配布を希望する住民に対し、簡易型感震ブレーカーを無償配布。  
(台東区HP「感震ブレーカー設置費用の助成」より)

台東区の広報チラシ

大規模地震時に発生した火災の6割以上が電気に関する火災と言われています。  
地震による電気火災を防ぐには、「感震ブレーカー」が効果的です。

**助成対象地域**

- 根子3・4・5丁目
- 日本堤1・2丁目
- 栗浜2丁目
- 橋端2丁目
- 谷中2・3・5丁目

**感震ブレーカーとは?**

「感震ブレーカー」は、震度5強以上の揺れを感じた場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める装置です。  
台や家具がありますが、今のところ助成対象となる製品は下記の3種類です。  
※簡易型タイプは取付は、別途予約が必要です。  
詳しくは、「簡易型感震ブレーカー」を配布します1の手差しをご覧ください。

分電盤タイプ(先給型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセント型
新築時に設置されたセンターが埋れを認め、ブレーカーを過剰に電気を遮断する装置が必要	既存の分電盤にセンサーを取り付け、ブレーカーを過剰に電気を遮断する装置が必要 ※電気が必要 ※分電盤の種類によって設置可否が異なる	両型センターが埋れを認め、コンセントに電気を過剰に電気を遮断する装置が必要
「有償」で配布されます。	「有償」で配布されます。	「有償」で配布されます。

詳細は手差しをご覧ください

対象地域にある世帯(対象世帯)への感震ブレーカー設置費用を一部助成します。

支援対象者	取付可能製品	助成額
地震発生時に住宅を有し、設置希望する世帯	分電盤タイプ	設置費用の2/3(上限5万円)
地震発生時に住宅を有し、設置希望する世帯	コンセント型	1万円

※分電盤タイプは、1〜10坪未満のシステム工場の専用型(新築分電盤)のみが対象です。20坪以上の場合は、1〜10坪未満の専用型(新築分電盤)のみが対象です。10坪以上の場合は、1〜10坪未満の専用型(新築分電盤)のみが対象です。

**助成申請の流れ** (新築以外の場合)

- 1 対象確認: 対象地域内に住宅を有し、地震発生時に住宅を有し、設置希望する世帯かどうかを確認します。
- 2 設置希望・費用の決定: 地震発生時に住宅を有し、設置希望する世帯かどうかを確認し、設置費用を決定します。
- 3 申請書提出: 申請書(申請書)を提出し、申請書に添付する資料を提出します。
- 4 申請書の審査・交付決定: 申請書の審査を行い、交付決定を行います。
- 5 設置工事・費用の支払い: 申請書の審査が完了し、交付決定が確定した後は、設置工事を行います。
- 6 申請書提出・助成金領収書: 申請書の審査が完了し、交付決定が確定した後は、申請書提出・助成金領収書を提出します。

※申請は1世帯につき1回のみ

# 感震ブレーカー等に関するこれまでの動き

## ○H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画（閣議決定）

⇒ 感震ブレーカー等の普及について、関係省庁にて、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討等を行い、目標を設定して推進すること等を位置づけ。

## ○H27.3 「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について(報告)」(大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会)

⇒ 大規模地震時の電気火災の発生抑制方策、感震ブレーカー等の性能評価、普及方策等について検討。

> 模擬実験の実施により、感震ブレーカーの有効性や留意点等を確認、検証

> 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(H27.2)

> 分電盤以外のタイプの感震ブレーカーについて、第三者による性能評価の枠組を構築

## ○H27.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更（閣議決定）

⇒ 延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカーの普及率25%（緊急対策区域）を目指すことを位置づけ。  
（平成27年度からの10年間）

## ○H28.3 内線規程※（一般社団法人日本電気協会）に感震ブレーカーの設置に関する規定を追加

※電気需要場所における電気工作物の設計・施工・維持・管理について規定した民間規格

⇒ > 勧告: 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の住宅など

> 推奨: 上記以外の住宅など

## ○H30.2 一般社団法人住宅生産団体連合会宛て「地震時の電気火災発生抑制のための感震ブレーカーの普及について（周知依頼）」

⇒ 住宅生産に関係する会員企業に対し、感震ブレーカーの普及について協力を要請

## ○H30.3 「大規模地震時の電気火災抑制策の方向性について(報告)」(大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会)

⇒ 今後の感震ブレーカーの普及方策等について検討。

> 『「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定に関する地方自治体向けガイドライン」(H30.3)

（各自治体における、地域の実情に応じた対策地域の指定に有用な、延焼の危険性を示す重要な指標を提示）

## ○H31.4 内線規程における感震ブレーカーの設置に関する勧告的事項の対象地域を拡大

⇒ > 勧告: 「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の全ての住宅など

都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の木造及び鉄骨造の住宅など（耐火建築物を除く）

> 推奨: 上記以外の全国の住宅など

## ○R2.6 地震時の火災を防ぐための広報用資料の作成・公表

⇒ 地震時の火災を防ぐためのポイントをまとめた「地震火災を防ぐポイント ～地震火災対策きちんと出来ていますか?～」を作成・公表した。  
（全国火災予防運動等の際に活用）

<感震ブレーカーの設置率（令和4年9月時点、内閣府実施）> 設置率: 5.2%

※全国47都道府県に居住する18歳以上の日本国籍を有する者3000人への郵送によるアンケート調査（有効回答数1,791世帯）